

# 定額給付金・子育て応援特別手当の申請はお済みですか？

定額給付金・子育て応援特別手当の申請期限は9月24日(木)までです。まだ申請がお済みでない場合は早めに手続きをしましょう。

なお、申請がお済みでないかたにお知らせ通知を発送しますので、申請されるかたは、忘れずに手続きをしてください。

## 現金給付について

申請がお済みでないかたで、預金口座がないかたなどを対象に、5月28日(木)から4日間、9時から17時まで、市民会館、川口駅前行政センター、各支所で現金給付を実施します。

ご希望のかたは、お知らせ通知同封の現金給付回答書に、受け取り日、受け取り場所を指定し、返送ください。回答がない場合は、この期間での現金給付は受けられませんのでご了承ください。

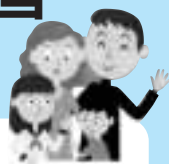
なお、現金給付を受ける際は、必ず、先に郵送済みの申請書(「川口市定額給付金申請書」、子育て応援特別手当の支給を受けるかたは「川口市子育て応援特別手当申請書」)をご持参ください。

問い合わせ：定額給付金事業事務局

(256) 8740

## 子育て応援特別手当

多子世帯の幼児教育の子育て負担に配慮する観点から、対象となる世帯に子育て応援特別手当を支給します。



### 支給対象および支給額

平成21年2月1日を基準として、条件①と②を満たす世帯に支給します。

- ①18歳以下(平成2年4月2日以降生まれ)の子が2人以上いる
- ②18歳以下の子のうち第2子以降の子が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの生まれである

②の生年月日に該当する子ども一人につき **36,000円**

(※多子世帯への支援のため、第1子は対象となりません。)

## 定額給付金

景気後退下での市民の不安に対処するため、市民への生活支援と地域の経済対策を目的とし、市民に広く給付します。



### 給付対象および給付額

平成21年2月1日を基準日として、世帯主からの申請により、

1人につき **12,000円**

ただし、基準日において18歳以下のかた・65歳以上のかた、

- (※18歳以下…平成2年2月2日以降に生まれたかた)
- (※65歳以上…昭和19年2月2日以前に生まれたかた)

1人につき **20,000円**

## 固定資産税・都市計画税の納期が変わります

固定資産税・都市計画税の納期は、通常、第1期が5月、第2期が7月となっていますが、平成21年度は税制改正および評価替え年度にあたるため、納税通知書の発送やその対応に一定の準備期間が必要となることから、第1期が7月、第2期が9月に変更となります。

### 平成21年度固定資産税・都市計画税の納期

	変更前	変更後
4月		
5月	第1期	
6月		
7月	第2期	第1期
8月		
9月		第2期
10月		
11月		
12月	第3期	第3期
1月		
2月	第4期	第4期
3月		

※平成21年度のみの変更となります。

## 納期の変更に伴うQ&A

**Q1** 納税通知書が送られてこない

**A1** 7月初旬に発送します

**Q2** 自分の税額を確認したい

**A2** 課税標準額と税額の表示のある名寄帳は、7月1日(水)から確認できます。なお、価格のみの表示は、4月1日から実施しています

**Q3** 証明書が欲しい

**A3** 課税標準額と税額の表示(全部事項証明など)のあるものについては、7月1日(水)から発行できます

**Q4** 償却資産の納期も変更になりますか

**A4** 償却資産の納期も変更となります



問い合わせ 固定資産税課 ☎258-1110